

### 資金循環統計における保証の計上方法の見直し

中山, 興 / Nakayama, Kou / Nasu, Kentaro / 那須, 健太郎

---

(出版者 / Publisher)

法政大学日本統計研究所 / JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE, HOSEI UNIVERSITY

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

研究所報 / BULLETIN OF JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE

(巻 / Volume)

43

(開始ページ / Start Page)

15

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

2014-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022670>

# 資金循環統計における保証の計上方法の見直し<sup>1</sup>

那須 健太郎 中山 興（日本銀行調査統計局）

## 1. 背景

国連統計委員会は、2009年に、国民経済計算体系に係る作成基準（System of National Accounts 2008、以下2008SNA）を採択した。これは、前回の全面改定から15年振りの全面改定となるが、金融面での改定項目も全体の3~4割を占めるなど相応に高い比重を占めており、新たな金融取引の取り込みや、より経済実態に即した計上方法の提案など、金融・経済情勢を的確に分析するツールとしての有用性を高める内容が多く盛り込まれている。このため、日本銀行では、資金循環統計の精度を高め、より有用性が高いものとするべく、2008SNAを踏まえた「資金循環統計」の見直しに取り組んでいる<sup>2</sup>。

2008SNAが提言する1993SNAからの変更点は多岐に渡るが、大きく以下の6つのカテゴリーに分類できる<sup>3</sup>。すなわち、①統計単位の明確化と制度部門の改定、②金融商品・金融資産の取り扱いの改善、③政府と公的部門に関する取引範囲の明確化、④生産に含めるべき取引の一層の明確化、⑤資産・資本形成等の概念の拡大・明確化、⑥海外取引に関する統計基準（新たな国際収支統計マニュアル）との調和である。

こうした変更点の中で、本稿では、上記「②金融商品・金融資産の取り扱いの改善」項目のひとつに位置付けられる「保証の計上方法の見直し」に焦点を当て、このうち、小口化されて大数の法則に従う標準化された（「定型化された」）保証である「定型保証」をわが国の資金循環統計に計上する方法について、日本銀行が2013年10月に公表した資金循環統計の見直し方針案を踏まえて考察する。

以下、第2節では、「保証」をいくつかの類型に分類し、本稿で検討する定型保証の扱いを議論する。第3節では、代表的な定型保証のひとつであり、個人向け貸付保証の相当部分を占めるとみられる個人向け住宅ローンの保証残高について、既存のデータが存在しない状況下、どのように計数を把握していくかを検討する。第4節では、前節で検討した調査方法に基づく調査結果を紹介する。第5節では、得られた計数を用いて定型保証支払引当金の金額を具体的に推計する。第6節では、これまでのまとめと今後の課題に言及する。

---

<sup>1</sup> 本稿作成に当たっては、藤田研二氏をはじめとする日本銀行スタッフから貴重なコメントを頂戴した。ただし、あり得べき誤りは筆者らに属する。また、本稿の中で示された内容や意見は、筆者ら個人に属するものであり、日本銀行の公式見解を示すものではない。なお、本稿の中で紹介した資金循環統計の見直しに関する資料については、現在、広くご意見を募集中であり、最終的な見直し方針に関しては、寄せられたご意見を踏まえた検討の結果、変更となる可能性がある点に留意されたい。

<sup>2</sup> 2008SNAを踏まえた「資金循環統計」の見直しに関する包括的な資料としては、日本銀行（2013a）を参照。また、資金循環統計に関する解説および作成方法の詳細については、日本銀行（2013b）および日本銀行（2013c）を参照。

<sup>3</sup> 2008SNAの提言内容の詳細については、2008SNAマニュアル（United Nations（2009））を参照。

## 2. 保証の種類と定型保証

保証は、企業会計においては、保証会社の貸借対照表上の負債項目として計上されてきた。一方、国民経済計算の作成基準では、一部の例外（CDS<Credit Default Swap>）を除き、金融資産・負債の計上対象として求められていなかった。これは、保証は偶発性を有しており、保証契約時点では保証の発生する金額・時点が不明であるため、金融取引とはみなせないという考え方によるものである<sup>4</sup>。

ところで、そもそも保証とはこういった役割や機能を有するものだろうか。2008SNAによれば、保証は、生産・所得・投資・貯蓄の決断に対する影響、および、金融市場における貸出・借入環境の改善を通じて、経済活動に対し重要な影響力を有するものとされている。保証が存在することによって、信用力の低い借り手も資金調達容易となり、通常の借入に比べて低利で借りることが可能になるなどの恩恵を享受することが可能となる。他方、貸し手にとっても、保証がなければ貸出が不可能であったような先に対しても貸出の機会が増える。この結果、保証が存在することにより、借り手・貸し手双方で貸出・借入環境が改善することとなる。

こうした役割や機能を果たす保証について、2008SNAでは、（1）金融派生商品による保証（CDS）、（2）定型保証、（3）個別保証の3つに分類されている<sup>5</sup>。ここで、「定型保証」とは、「小口化されて大数の法則に従う標準化された保証」という意味である。Advisory Expert Group on National Accounts（2005）によれば、これら3つの特徴は以下のように整理される（図表1）。まず、（1）金融派生商品による保証（CDS）は、非常に多くの同様の保証が存在し、かつ、市場取引が可能であるという特徴を持っている。次に、（2）定型保証は、住宅ローン保証に代表されるように、市場取引が不可能であるものの、非常に多くの同様の保証が存在するという性格を有している。Mink（2006）は、このような定型保証に該当するものとして、貿易信用、学資ローン、中小企業向け貸出、住宅ローンなどに対

---

<sup>4</sup> 1993SNAのマニュアル（United Nations（1993））では、「11.25. Many types of contractual financial arrangements between institutional units do not give rise to unconditional requirements either to make payments or to provide other objects of value; often the arrangements themselves do not have transferable economic value. These arrangements, which are often referred to as contingencies, are not actual current financial assets and should not be recorded in the SNA.（後略）」とされている。また、この「偶発性を有するものは金融取引とはみなせない」という基本スタンスは2008SNAにも引き継がれており、2008SNAのマニュアル（United Nations（2009））でも、「11.22. Many types of contractual financial arrangements between institutional units do not give rise to unconditional requirements either to make payments or to provide other objects of value; often the arrangements themselves do not have transferable economic value. These arrangements, which are often referred to as contingencies, are not actual current financial assets and are not recorded in the SNA.（後略）」と述べられている。

<sup>5</sup> 2008SNA マニュアル（United Nations（2009））では、「17.209 Three classes of guarantees are recognized.（後略）」とした上で、次のように3つに分類して示されている。一つめは、CDSなどの金融派生商品であり、「17.210 The first class of guarantees is composed of those guarantees provided by means of a financial derivative, such as a credit default swap.（後略）」と述べられている。二つめは、定型保証であり、「17.211 The second class of guarantees, standardized guarantees, is composed of the sorts of guarantees that are issued in large numbers, usually for fairly small amounts, along identical lines.（後略）」とされている。三つめは、個別保証であり、「17.212 The third class of guarantees, described as one-off guarantees, consists of those where the loan or the security is so particular that it is not possible for the degree of risk associated with the debt to be calculated with any degree of accuracy.（後略）」とされている。

する保証を例示している。最後に、(3) 個別保証は、取引不可能であり、かつ、個別に行われる（非常に多くの同様の保証が存在しない）保証であると特徴付けられている<sup>6</sup>。

(図表 1) 保証の分類

	同様の保証が数多く「ある」	同様の保証が数多く「ない」
市場取引可能	(1)	—
市場取引不可能	(2)	(3)

これら3つの分類結果を踏まえ、国民経済計算体系における保証の取り扱いを改めて振り返ると、1968SNAでは、保証そのものが計上対象ではなかった。それが、1993SNAでは、金融派生商品による保証（CDS）については、取引可能な市場価格が存在し、合理的にその金額が定まることから、計上することが推奨された。さらに、今回の改定である2008SNAでは、定型保証は一件一件の保証金額は偶発性を有するため事前に見積りが不可能であるものの、ある程度の件数をまとめてみれば、保証金額の期待値を合理的に計算可能であることから、計上することが推奨されるようになった。これは、1993SNAの時点で計上対象となっており、かつ、定型保証と構造的に類似した取引である損害保険（非生命保険）の計上の考え方を援用したものである。この結果、国民経済計算上、計上対象となっていない保証は、個別保証のみとなった。

このような国民経済計算体系における扱いを踏まえて、日本銀行では、2008SNAに対応した資金循環統計の見直しの中で、(2)の定型保証について「定型保証支払引当金」を金融資産・負債として計上する方針としている。これは、保証取引に関連する金融取引の重要性に鑑みると、これを捕捉・計上することが、金融機関をはじめとする各経済主体の活動を分析したり、マクロ・レベルで金融情勢を把握するのに有用と考えられるためである。もっとも、(2)について、現状では、十分な基礎データは存在しない。そこで、次章では、現在日本銀行が検討している調査方法について説明する。

なお、(1)については、1993SNAで例外的に計上することが推奨されているものの、多くの取引が相対であり、基礎データを入手することが実務上困難であることから、従来通り、計上対象とすることは難しいと考えられる。

<sup>6</sup> Advisory Expert Group on National Accounts (2005) では、「3.3 One-off guarantees: One-off guarantees granted by the government to some public corporations and to large infrastructure projects (often in the context of a public-private partnership) are usually not standardised and not tradable. (後略)」と明記しており、当時、個別保証は政府によるものであると、限定表現されていた。もっとも、その後の議論を経て、2008SNA マニュアル (United Nations (2009)) では「17.212 …略… (As an exception, one-off guarantees granted by governments to corporations in certain well-defined financially distressed situations and with a very high likelihood to be called are treated as if these guaranteed are called when the financial distress is recognized.) … 後略」と記述されている。すなわち、個別保証は、文字通り個別性が強くイベント発生リスクを正確に評価できないため金融資産・負債として計上できないものとした上で、その例外として、「政府が資金繰りに窮した企業に保証を提供するようなケース」を金融資産・負債として評価可能であるとしている。

### 3. 調査方法

#### (1) 調査対象の選定

定型保証は、①非個人向け貸出に関する定型保証と②個人向け貸出に関する定型保証に分類される。まず、①非個人向け貸出に関する定型保証については、わが国において2008SNAで述べられている基準に合致する保証取引がいくつか存在するが、そのうち、信用保証協会による信用保証制度、農業・漁業・林業に係る信用保証および学資ローンに係る信用保証については、資金循環統計の既存データ提供先に追加的なデータ提供を依頼することにより、計上する目途が立っている。次に、②個人向け貸出に関する定型保証については、住宅ローンの金額が167兆円（家計部門の負債側の住宅貸付・2013年3月末）に上り、相当大きな部分を占めていると考えられる。このため、定型保証の対象に住宅ローンを計上することは、資金循環統計のカバレッジおよび精度向上に大きく貢献すると考えられる。しかしながら、住宅ローン保証は、かなりの部分が銀行傘下の保証会社により実施されることが一般的に知られているものの、各社を取り纏める協会・業界統計等が存在せず、市場規模や保証対象債権などの実態は不明である。

そこで、今回、保証会社もしくは保証会社の親銀行に向けてアンケートを実施し、住宅ローン定型保証の引当率の推計に必要な基礎計数が入手可能かどうかを調査することとした。なお、アンケートを行う際には、日本銀行が有する既存の枠組みを活用し<sup>7</sup>、調査を効率的に進めるとともに調査先の負担を軽減することに留意した。

アンケート調査の対象としては、銀行および系統金融機関の系列保証会社、具体的には、都銀、地銀、第二地銀、系統金融機関（農中等）の計159先を対象とする。これは、金融機関が実施する住宅ローンの保証は、系列の保証会社が行うケースが多くみられるからである。なお、金融機関が系列保証会社を有しているか否かについては、ディスクロージャー資料をもとに確認した。さらに、主要行のうちディスクロージャー資料に保証会社名が掲載されていない先に関しては、提供する住宅ローン商品の詳細説明資料から提携保証会社名を得た<sup>8</sup>。

#### (2) アンケート内容

上述のように、アンケートの目的は、住宅ローン定型保証の引当率の推計に必要な基礎計数を、①日本銀行に提供することが可能かどうかフィージビリティを確認し、②可能であれば計数を入手することである。検討を依頼した具体的な計数としては、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料、債務保証残高（および内訳）に加え、現金・預金、有価証券、求償権、貸倒引当金、資本金・資本剰余金である。

---

<sup>7</sup> 日本銀行が作成・公表している資金循環統計では、ノンバンク部門の計数を作成することを目的として、銀行傘下のノンバンクから定例的に計数を入手する枠組み（「ノンバンク調査」）を有している。このノンバンク調査では、銀行系および上場系ノンバンクから主要な資産・負債残高についてデータ提供を受けている。

<sup>8</sup> 抽出対象は住宅ローン残高が8,000億円以上の都銀、地方銀行とした。その結果、対象行数は32行となり、金額ベースでは住宅ローン総額の75%をカバーする。

このうち、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料が必要な理由は、2008SNAでは、定型保証の準備金および未経過保証料を「保険準備金」の内訳項目「定型保証支払引当金」として新設することが推奨されており、これらの計数が入手できれば、債務保証残高（貸出残高）データと組み合わせることにより、調査先ベースの引当率が算出できるからである。この引当率を、資金循環統計の個人向け住宅ローン残高に乗じることで、マクロベースの「定型保証支払引当金」残高が推計できることになる。

マクロベースの「定型保証支払引当金」残高

=調査先ベースの「定型保証支払引当金」残高

÷調査先ベースの債務保証残高うち住宅ローン分 ×個人向け住宅ローン残高

また、現金・預金、有価証券、求償権、資本金・資本剰余金については、保証そのものに係る計数ではないが、保証会社を計上する部門としての金融資産、負債を計上するために必要な計数である。また、貸倒引当金についても、求償権を実質価値ベースで計上する際に名目残高から控除するために必要な計数である。このほか、保証会社数社に対してヒアリングを行ったところ、カードローン、オートローンに対する保証が保証業務の中心になっている先が少なくないことが判明した。このため、住宅ローン分を特定する必要上、債務保証損失引当金および債務保証残高については、住宅ローン分を内訳項目として回答することを依頼した。

なお、住宅ローン以外の個人向けローンとしては、例えばカードローンが挙げられる。しかしながら、「定型保証支払引当金」を推計するために、調査データから算出される引当率を乗じる対象となる貸出残高データには、「住宅ローン」以外の区分が存在しないことから、適切な推計を行うことが困難である。加えて、住宅ローン以外の個人向け保証は、住宅ローンのケースと異なり、貸出残高のほぼ全額に保証を付す慣行がない。従って、仮にカードローン残高が特定できたとしても、残高の何割に保証を付しているかが判明せず、カードローンに係る「定型保証支払引当金」の算出は不可能である。このため、今回は、定型保証の太宗を占める住宅ローンに係る分を推計し、非個人向けの定型保証で計数が入手可能なものを加えることにより、定型保証支払引当金の金額として計上することとする。

## 4. 調査結果

### (1) アンケート結果

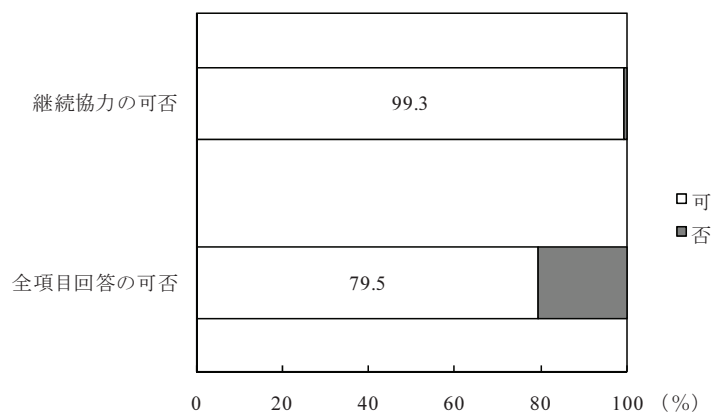
アンケート調査の結果、159先中147先から具体的な計数の回答が得られた<sup>9</sup>。具体的な計数の回答が得られた先のうち、継続的な計数の提供が可能であると回答した先は、全体の99.3%を占めており、さらに、79.5%の先が全ての項目<sup>10</sup>について継続的に提供可能であ

<sup>9</sup> 回答が得られなかった先のうち11先は、定型保証の扱いが無い、または、今後、吸収・合併を予定しているため、継続的なデータ提供が不可能であることが理由であった。

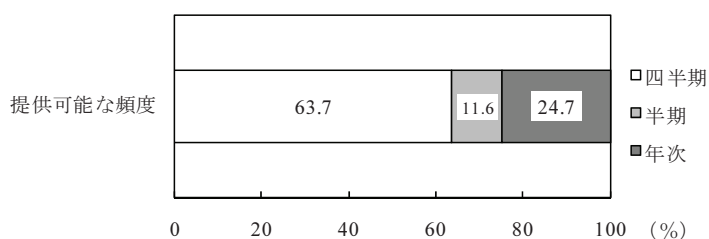
<sup>10</sup> 全ての項目とは、3.(2)アンケート内容でも述べたとおり、債務保証損失引当金（および内訳）、未経過保証料、債務保証残高（および内訳）、現金・預金、有価証券、求償権、貸倒引当金、資本金・資本剰余金の各残高である。

るとの回答が得られた（図表 2）。また、データ提供が可能な頻度については、四半期ベースが 63.7%、半期ベースが 11.6%、年次ベースが 24.7%となり、これも、四半期で提供に協力できるとする先が過半数となった（図表 3）。

（図表 2） アンケート結果（計数提供の可否）



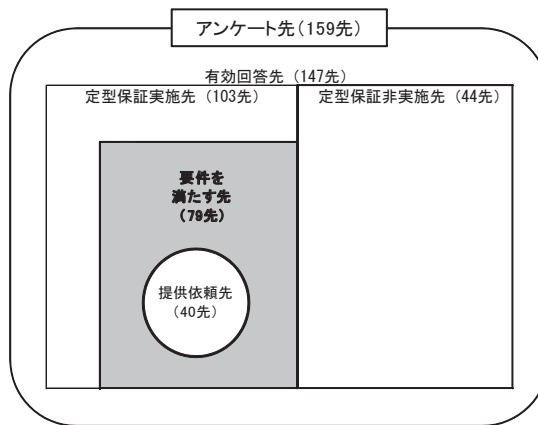
（図表 3） アンケート結果（提供可能な頻度）



## （2） 継続調査対象先の検討

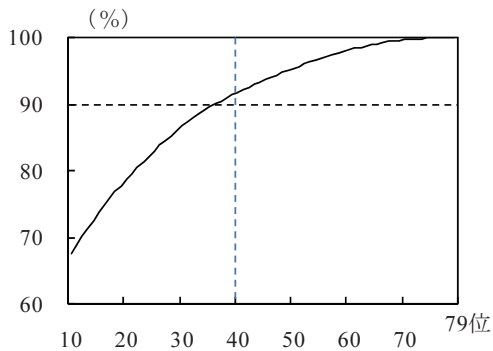
次に、上記アンケート調査の結果を踏まえ、統計の精度を維持しつつ、データ提供にかかる負担の軽減を図るべく、継続的な調査対象先を確定する。計数の回答が得られた 147 先について、定型保証を実施していない 44 先を除き（ $147 - 44 = 103$  先）、そこから具体的な定型保証の内訳計数の提供が難しいとした 24 先を除くことによって、内訳計数を具備した「全てのデータ提供が可能な先」79 先を抽出する（図表 4）。

(図表 4) アンケート回答結果の内訳



これら「要件を満たす先」79 先について、上位何先程度で足切りラインを設定すれば、統計的精度が維持できるか検討するとともに、推計に必要な引当率を見積もる。住宅ローン保証残高の多い順にソートし、住宅ローン保証残高累積シェアを確認したものが、図表 5 である。図表 5 をみると、上位 40 先までで、住宅ローン保証残高累積シェアは 90% 超のカバレッジに達している様子が窺われる。

(図表 5) 住宅ローン保証残高累積シェア



- 注 1. 住宅ローン保証残高累積シェア  

$$= \frac{\text{上位 } n \text{ 先の債務保証残高うち住宅ローン分累積値}}{\text{全 79 先の債務保証残高うち住宅ローン分累積値}}$$
- 注 2. 個人情報秘匿性の観点から、10 位以下の累積値を表示している。

このほか、個人情報秘匿性の観点からここに散布図は掲載していないが、住宅ローン保証累積引当率（＝上位  $n$  先の定型保証支払引当金累積値 ÷ 上位  $n$  先の債務保証残高うち住宅ローン分累積値）も 1.50% で安定（79 先ベースの引当率も 1.50%）しているほか、79 先の個社毎の引当率の分布状況を見ると、住宅ローン保証残高の大小に関わらず、引当率のバラツキはさほど大きくないことが見て取れた。

以上より、推計に必要な引当率は 1.50% であることが判明したほか、上位 40 先に絞り込んで継続調査を行うことによって、データ提供負担の軽減を図りつつ、統計精度を確保することが可能であると推察される。



## 5. 定型保証支払引当金の推計

前節で明らかとなった引当率を住宅ローン残高に乗じることによって、定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分を推計する。ただし、資金循環統計上の住宅ローン残高は167兆円であるが、これには、住宅金融支援機構の住宅ローン保険分2.5兆円、アパートローン相当分8.4兆円が含まれている。このため、定型保証支払引当金の推計のベースとなる住宅ローン残高は、これらを控除した156兆円となる。したがって、定型保証支払引当金のうち住宅ローン保証分は2.3兆円（ $=156 \text{兆円} \times 1.5\%$ ）となる。

次に、非個人向け定型保証のうち計数が判明している信用保証協会分（1兆円程度）等を、上記の住宅ローン保証分（2.3兆円）に加えることにより、定型保証支払引当金の合計額は3.4兆円程度となる。

最後に、計上部門について若干の考察を加える。保証に関する金融取引をどの主体の資産・負債として計上すべきかについては、議論の余地があり、統一された考え方・見解が確立している状況にはない。こうした中、Mink（2006）は、保証に関わる主体を、借り手、貸し手、保証会社の3者に整理した上で、①信用関係のストックおよびフローは、借り手と貸し手に記録し、②保証関係のストックおよびフローは、貸し手と保証会社に記録するものと整理している。その後、2008SNAハンドブック（United Nations（2013））においても、保証料を借り手が支払うか貸し手が支払うかに関わらず、保証関係のストックおよびフローは借り手と貸し手に記録するものとして、数値例が紹介されている。この考え方の背景は同ハンドブックに明記されていないものの、どの部門が定型保証サービスを受取る主体であるかという観点から、保証サービスにあたる支払い（代位弁済）を受ける債権者が、同サービスの受益者であるとして計上先を判断したものと推察される。これらを踏まえると、わが国の資金循環統計における「定型保証支払引当金」の計上項目は、負債サイドとしては「非生命保険部門」に、資産サイドとしては（保証サービスの受益者である）「金融機関部門」に計上することが適当であると考えられる<sup>11</sup>。

## 6. 結び

本稿では、2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直しの一環として、新規に計上される定型保証支払引当金について、その金額を捕捉する方法を検討してきた。定型保証については、個人向けの住宅ローン残高が相応の金額に上るにも拘わらず、保証会社を取り纏める協会・業界統計等が存在しておらず、市場規模や保証対象債権などの実態は明らかになっていない。こうした状況下、個別の保証会社の協力のもとで、住宅ローンに関する定型保証の市場規模や引当率を明らかにするという今回の調査は、筆者の知る限り、世界初の試みであり、わが国における統計整備の前進に貢献するものと思われる。

---

<sup>11</sup> 一方、保証料の支払いは、通常、借り手（個人）であるという観点に立ち、借り手の資産側に保証関係のストックおよびフローを記録するという計上方法も考えられる。この場合、「定型保証支払引当金」の計上項目は、資産サイドとしては（保証料を支払うコスト負担者である）「家計部門」に計上する（負債サイドは非生命保険部門で不変）ことが適当であるという考え方となる。

もっとも、今回の調査では、カードローンやオートローンなど、住宅ローン以外の個人向け定型保証の金額捕捉には至っていない。これらのローンに関する保証金額を把握することは容易ではないが、リーマンショック以降、世界的にデータギャップを埋める努力が進められている状況下、こうした計数の把握は、家計部門や金融部門の債権債務関係をより詳細に把握し、リスクの所在を明らかにしていくためにも重要である。今後とも、こうした世界の潮流を踏まえ、わが国のマクロ・プルーデンス政策に貢献していく観点からも、調査先の負担度合いに留意しつつ、正確性、カバレッジ、使いやすさを具備した統計の整備が期待される。

#### 【参考文献】

- 江口浩一郎（2005）「信用保証 第3版」、金融財政事情研究
- 日本銀行（2013a）「2008SNAを踏まえた資金循環統計の見直し方針 ―ご意見のお願い―」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 日本銀行（2013b）「資金循環統計の解説」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 日本銀行（2013c）「資金循環統計の作成方法」、日本銀行調査統計局、2013年10月
- 吉野克文（2012）「国民経済計算における保証の記録方法見直し ―2008SNAにおける定型保証の取扱いとわが国における推計結果」 第147号、2012年4月
- Advisory Expert Group on National Accounts (2005) “Granting of Guarantees in an Updated SNA” SNA/M1.05/08 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts, July 2005
- Advisory Expert Group on National Accounts (2006) “The treatment of standardized guarantees in the new System of National Accounts: consultation of the AEG” SNA/F1.06/10 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts February, 2006
- Mink, Reimund (2006) “ Granting and Activation of Guarantees in an Updated SNA” SNA/M1.06/18 Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts, February 2006
- United Nations (1968) “System of National Accounts 1968,” 1968
- United Nations (1993) “System of National Accounts 1993,” 1993
- United Nations (2009) “System of National Accounts 2008,” 2009
- United Nations (2013) “Handbook of National Accounting Financial Production, Flows and Stocks in the System of National Accounts,” Draft for editing, August 2013